

## 選挙運動の収支と政治団体の収支

選挙運動に係る費用と政治団体に係る費用は区分して管理する必要があります。

それぞれの収支について報告することが公職選挙法及び政治資金規正法により義務付けられています。

選挙と団体の会計責任者は、領収書等の写しを添付して収支報告書を提出しなければなりません。

いずれの収支の状況も、ホームページ等で公表されます。

### **選挙運動の収支報告**

収支の対象 立候補準備や選挙運動のために要した収支

提出期限 選挙の期日から15日以内

精算届後は収入や支出のあった日から7日以内(都度)

帳簿等の保存 上記提出後、3年間

お問い合わせと提出先 みやき町選挙管理委員会

電話:0942-89-1651

ファックス:0942-89-1650

### **政治団体の収支報告**

収支の期間 1月1日から12月31日まで

提出期限 翌年3月31日までに

帳簿等の保存 公表の日から3年間

お問い合わせと提出先 佐賀県選挙管理委員会

電話:0952-25-7025

ファックス:0952-25-7261